

原料費調整制度に基づく単位料金の調整について

【令和7年4月分】

令和7年3月1日
沖縄ガス株式会社

原料費調整制度とは：

弊社は都市ガスの原料としてLNG(液化天然ガス)やLPG(液化石油ガス)を使用しており、ガスの原料価格の変動に応じて、毎月、ガスの単位料金(1m³あたりの単価)を調整する制度です。原油価格や為替レート等外生的要因による原料価格の変動を迅速にガス料金に反映させる事を目的とし、一般ガス小売供給約款料金算定規則に基づくものです。

1. 原料価格の変動額を算定する際の基準となる原料価格(基準平均原料価格)は、一般ガス小売供給約款に定める基準単位料金の算定に用いた平均原料価格です
2. 原料価格の変動 100円につき、1m³当たり 0.088(0.080 × 1.1)円単位料金を調整します。
3. 調整単位料金の適用基準
 - ①1月～3月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 6月検針分の料金に反映させます。
 - ②2月～4月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 7月検針分の料金に反映させます。
 - ③3月～5月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 8月検針分の料金に反映させます。
 - ④4月～6月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 9月検針分の料金に反映させます。
 - ⑤5月～7月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 10月検針分の料金に反映させます。
 - ⑥6月～8月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 11月検針分の料金に反映させます。
 - ⑦7月～9月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 12月検針分の料金に反映させます。
 - ⑧8月～10月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年1月検針分の料金に反映させます。
 - ⑨9月～11月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年2月検針分の料金に反映させます。
 - ⑩10月～12月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年3月検針分の料金に反映させます。
 - ⑪11月～翌年1月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年4月検針分の料金に反映させます。
 - ⑫12月～翌年2月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年5月検針分の料金に反映させます。

●平均原料価格のお知らせ(LNGは沖縄CIF、LPGは貿易統計値より算出)

LNG平均価格	LPG平均価格	平均原料価格
100,440円/t	95,050円/t	100,430円/t

$$\text{平均原料価格} = \text{LNG平均価格} \times 0.9857 + \text{LPG平均価格} \times 0.015$$

$$\text{平均原料価格} = 100,430 \text{ 円(トン当たり) 算定期間 : 令和6年11月～令和7年1月}$$

$$\text{基準平均原料価格} = 45,190 \text{ 円(トン当たり) 算定期間 : 平成29年3月～平成29年5月}$$

●原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}\langle \text{原料価格変動額} \rangle &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 100,430 \text{ 円/t} - 45,190 \text{ 円/t} \\ &= 55,240 \text{ 円/t} \\ &= 55,200 \text{ 円/t (100円未満切捨て)}\end{aligned}$$

●単位料金の調整額を算定

$$\begin{aligned}\langle \text{調整額} \rangle &= 0.080 \text{ 円/m}^3 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 0.080 \text{ 円/m}^3 \times (55,200 \text{ 円/t}) / 100 \text{ 円} \times 1.10 \\ &= 48.57 \text{ 円/m}^3\end{aligned}$$

$$\text{注1【値引き】} = -5.00 \text{ 円/m}^3 \text{ (政府の支援による値引き額)}$$

$$\text{【値引き後の調整額】} = 43.57 \text{ 円/m}^3$$

●調整単位料金の算定

$$\langle \text{調整単位料金} \rangle = \text{基準単位料金} + \text{調整額 (政府の支援による値引き額を含む)}$$

料金表の使用量区分をご参照ください。〔小数点第3位切り捨て〕

注1【値引き】：政府の支援による実際の値引き額は、【ガスご使用量 × 5.00円】となります。

$$\text{ご請求金額} = \text{基本料金} + \text{ガスご使用量} \times \text{調整単位料金(5.00円の値引き額を含む)}$$

一般ガス ご使用のお客さま

原料費調整制度に基づく単位料金の調整について

【令和7年5月分】

令和7年4月1日
沖縄ガス株式会社

原料費調整制度とは：

弊社は都市ガスの原料としてLNG(液化天然ガス)やLPG(液化石油ガス)を使用しており、ガスの原料価格の変動に応じて、毎月、ガスの単位料金(1㎡あたりの単価)を調整する制度です。原油価格や為替レート等外生的要因による原料価格の変動を迅速にガス料金に反映させる事を目的とし、一般ガス小売供給約款料金算定規則に基づくものです。

1. 原料価格の変動額を算定する際の基準となる原料価格(基準平均原料価格)は、一般ガス小売供給約款に定める基準単位料金の算定に用いた平均原料価格です
2. 原料価格の変動 100円につき、1m³当たり 0.088(0.080 × 1.1)円単位料金を調整します。
3. 調整単位料金の適用基準
 - ①1月～3月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 6月検針分の料金に反映させます。
 - ②2月～4月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 7月検針分の料金に反映させます。
 - ③3月～5月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 8月検針分の料金に反映させます。
 - ④4月～6月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 9月検針分の料金に反映させます。
 - ⑤5月～7月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 10月検針分の料金に反映させます。
 - ⑥6月～8月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 11月検針分の料金に反映させます。
 - ⑦7月～9月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 12月検針分の料金に反映させます。
 - ⑧8月～10月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年1月検針分の料金に反映させます。
 - ⑨9月～11月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年2月検針分の料金に反映させます。
 - ⑩10月～12月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年3月検針分の料金に反映させます。
 - ⑪11月～翌年1月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年4月検針分の料金に反映させます。
 - ⑫12月～翌年2月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年5月検針分の料金に反映させます。

●平均原料価格のお知らせ (LNGは沖縄CIF、LPGは貿易統計値より算出)

LNG平均価格	LPG平均価格	平均原料価格
100,260円/t	96,000円/t	100,270円/t

$$\text{平均原料価格} = \text{LNG平均価格} \times 0.9857 + \text{LPG平均価格} \times 0.015$$

$$\text{平均原料価格} = 100,270 \text{ 円(トン当たり) 算定期間 : 令和6年12月～令和7年2月}$$

$$\text{基準平均原料価格} = 45,190 \text{ 円(トン当たり) 算定期間 : 平成29年3月～平成29年5月}$$

●原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}\langle \text{原料価格変動額} \rangle &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 100,270 \text{ 円/t} - 45,190 \text{ 円/t} \\ &= 55,080 \text{ 円/t} \\ &= 55,000 \text{ 円/t (100円未満切捨て)}\end{aligned}$$

●単位料金の調整額を算定

$$\begin{aligned}\langle \text{調整額} \rangle &= 0.080 \text{ 円/m}^3 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 0.080 \text{ 円/m}^3 \times (55,000 \text{ 円/t}) / 100 \text{ 円} \times 1.10 \\ &= 48.40 \text{ 円/m}^3\end{aligned}$$

●調整単位料金の算定

$$\langle \text{調整単位料金} \rangle = \text{基準単位料金} + \text{調整額}$$

料金表の使用量区分をご参照ください。[小数点第3位切り捨て]